



平成 27 年 6 月 23 日

各 位

会 社 名 東芝プラントシステム株式会社
代表者名 取締役社長 松川 良
(コード番号 1983 東証第 1 部)
問合せ先 業務部長 田邊 賢吾
(TEL 045-500-7012)

有価証券報告書の提出期限延長申請に係る承認のお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 23 日付で、下記のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2 に規定する有価証券報告書の提出期限延長申請に係る承認を受けましたので、お知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる有価証券報告書
第 1 0 9 期有価証券報告書（自平成 26 年 4 月 1 日至平成 27 年 3 月 31 日）
2. 延長前の提出期限
平成 27 年 6 月 30 日
3. 延長後の提出期限
平成 27 年 7 月 31 日
4. 今後の見通し

現時点において、過年度の財務諸表及び連結財務諸表の訂正が必要となるような事象は認識しておりませんが、当社の親会社である株式会社東芝（以下、「東芝」といいます。）が平成 27 年 5 月 15 日付で第三者委員会（以下、「当該委員会」といいます。）を設置し、当該委員会に対して、東芝及び東芝グループにおける①工事進行基準に係る会計処理、②映像事業における経費計上に係る会計処理、③ディスクリート、システム LSI を主とする半導体事業における在庫の評価に係る会計処理、及び④パソコン事業における部品取引等に係る会計処理の適正性に関する調査、発生原因の究明及び再発防止策の提言を委嘱し、現在、調査が継続されております。

このような状況の下、独立監査人からは、当社が一部の案件において会計処理として「工事進行基準」を適用しており、当該委員会の今後の調査結果によっては、独立監査人が当社の工事進行基準案件に係る追加の監査を実施する可能性があるため、当該委員会の調査状況の進捗等を確認し、当社の工事進行基準案件に係る会計処理が適法・適正に行われていることを判断することができるまでは、独立監査人としてのリスクがあるため第 1 0 9 期決算に係る監査を継続するとの説明を受けており、かかる独立監査人による当社工事進行基準案件に係る会計処理の適正性の判断は、平成 27 年 7 月中旬を目途として提出される当該委員会による調査報告の内容を確認した時点になされる

ことが見込まれ、この判断の後に、第109期有価証券報告書の監査が1週間程度行われることとなるため、第109期有価証券報告書について1か月提出期限を延長させていただくという事態を招きましたことを深くお詫びし、これに真摯に対応してまいります。具体的には、東芝及び独立監査人と連携を図り、当該委員会の調査に全面的に協力するとともに、独立監査人が当該委員会の調査報告の内容を確認した後に実施する、第109期有価証券報告書の監査が速やかに終了できるよう、独立監査人と連携を密にし、事前準備を遺漏なく実施いたします。また、独立監査人が当該委員会の調査報告の内容を確認した結果、当社進行基準案件に係る追加監査が必要と判断した場合には、当該追加監査に全面的に協力するとともに、当該委員会の調査結果又は独立監査人による監査により過年度の財務諸表及び連結財務諸表の訂正が必要となるような事象が生じた場合には、速やかに訂正作業を行うため、あらゆる必要なリソースを投入いたします。これにより平成27年7月31日の提出期限までには第109期有価証券報告書を提出できる見込みであります。

なお、第109期有価証券報告書の提出に影響を与える事項等が生じた場合には、適時、適切に開示してまいります。

当社は、今回の事態を招きましたことを真摯に受け止め、改めて深くお詫び申し上げますとともに、平成27年7月31日の提出期限までに第109期有価証券報告書を提出すべく、適時、適切に対応してまいります。

以 上